

# 平成29年度 第4回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年3月5日(月)10時00分～11時25分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎 別館2階本会議場
- 3 議案 熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定  
(益城町決定)
- 4 出席委員 益城町区長会会長 橋場 紀仁  
益城町婦人会会長 富田 セツコ  
益城町議会議長 稲田 忠則  
〃 建設経済常任委員会委員長 荒牧 昭博  
〃 総務常任委員会委員長 坂田 みはる  
〃 福祉常任委員会委員長 杉本 昭一  
益城町農業委員会会長 岩村 久雄  
欠席委員 益城町商工会会長 住永 金司
- 5 出席職員 町長 西村 博則  
副町長 向井 康彦  
政策審議監 永田 清道  
都市建設課長 西口 博文  
〃 都市計画係長 森川 孝広  
〃 〃 主査 丸山 伸二  
復興整備課長 杉浦 信正  
〃 復興まちづくり係長 米満 博海  
熊本県道路都市局長 宮部 静夫  
熊本県土木部道路都市局都市計画課長 坂井 秀一
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 19名(一般)  
18名(報道-TV5社、新聞等9社)

## 【 開 会 】

事務局 都市計画審議会を開会します。なお、本日の都市計画審議会は、「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」に基づき公開となります。傍聴人及び報道機関の皆様におかれましては、受付で配布させていただきました「傍聴にあたっての留意事項」をご確認いただき、会議の円滑な進行にご協力をお願いします。また、会議の撮影や録音は、町長挨拶までとさせていただきます。委員の皆様におかれましても、ご協力をお願いします。

次に、定足数についてご報告します。本日の都市計画審議会は、平成29年度第3回都市計画審議会にて審議いただきました「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定」について、改めてご審議いただくことになりましたので、事前に委員の皆様と日程の調整を行いました。住永委員におかれましては、所要によりどうしても出席できないとの申し出がっております。そのため、本日、ご出席の委員は、8名中7名となりますが、益城町都市計画審議会条例第6条第2項に定める、2分の1の定足数に達しており、審議会は成立していることをご報告します。

それでは、次第に従いまして、益城町都市計画審議会の稲田会長よりご挨拶をお願いします。

稲田会長 皆様おはようございます。本日は、都市計画審議会開催に際して、委員の皆様方には大変ご多忙のところを、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日審議していただきます議案につきましては、議案「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定」について審議していただくわけですが、皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。今後とも益城町の復興と秩序あるまちづくりのため、ご協力ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、西村町長よりご挨拶申し上げます。

西村町長 皆様おはようございます。本日は、たいへんお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より町政運営に関しまして、ご理解をいただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、本日は、「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定」に関する審議をお願いするものです。昨年12月の都市計画決定の否決という結果を受け、1月に入り、委員の皆様はこの区画整理事業の詳細な事業内容を説明するとともに、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、町も県と一緒に事業予定地内の皆様に対し、個別訪問を続けてきたところです。その結果をもとに、本日ご判断いただくこととなりますが、事業予定地内の皆様には、区画整理事業についてしっかりとご理解をいただくとともに、事業の推進に前向きに回答をいただいたものと思います。たいへん有難く思っております。

先般、地元木山地区のまちづくり協議会の代表の方々からの意見をお聞きになられたとき、代表者の方々から切実に事業の推進を訴えられたと伺いました。委員の皆様には地域の方の思いを受けていただき、的確なご判断を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも町の復興に向け全力で取り組みますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

冒頭にお話ししましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、本日の進行を記した次第、益城町都市計画審議会委員名簿及び本日の座席表を取りまとめた資料が1部。前回お配りした資料と同じものですが、本日の審議案件となります「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定」の都市計画の図書案及びこの都市計画の案の縦覧時に、住民若しくは利害関係人から提出された「意見書の要旨及び益城町の見解」に関する資料を取りまとめた資料が一部。そして、本日の審議会での説明資料としまして、パワーポイントの印刷物が、一部。最後に、受付で傍聴の皆様にお配りしている「傍聴にあたっての留意事項」以上、4種類の資料を配付させていただいています。不足がありましたらお申出ください。

それでは、益城町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、稲田会長に議事を進めていただきたいと思います。

稲田議長　それでは、これより審議にはいります。本審議会におきましては、限られた時間の中で十分にご審議いただきたいと思いますので、議事の進行にご協力をお願いします。

つきましては、事務局に申し上げます。審議事項の説明及び答弁は、簡潔かつ要領よくお願いします。また、本日の議事については、町長から諮問のありました「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定」について、事務局から説明を聞いた後、質疑を行い、審議会の答申内容を決定したいと思います。それでは、「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定」について、事業担当課である復興整備課より説明をお願いします。

#### 【議案説明】

事務局　皆様よろしく申し上げます。議案『熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定』につきましてご説明いたします。本議案は、被災市街地復興土地区画整理事業の区域を『都市計画事業益城中央地区』として、都市計画への位置づけを行うものです。

1 ページ目、土地区画整理事業で都市計画決定が必要な理由につきましてご説明します。都市計画法第12条第2項より、都市計画区域内において、県や市町村が土地区画整理事業を実施する場合、施行区域を都市計画決定する手続きを要するとされています。そのため、本土地区画整理事業では施行区域の都市計画決定が必要となっております。また、同法第19条第1項において、都市計画審議会の議を経て、都市計画決定するとされています。同法第19条第2項では、都市計画の案を都市計画審議会に付議しようとするときは、提出された意見書の要旨を提出しなければならないとされています。意見書の要旨につきましては、前回の第3回でご報告しており別添資料としてお配りしております。

2 ページ目、前回の都市計画審議会では、大きく2つのご意見がありました。まず、一つは①審議会の運営に関する主な意見です。具体的には、「木山地区の土地区画整理事業の審議は、木山地区の住民の土地財産に係る判断になるので、住民を審議会委員へ加えるべき」というご意見です。もう一つは、②審議の内容に関する主な意見です。具体的には、「事

業のメリット・デメリットをしっかりと説明しているのか疑問がある」、「住民の意向把握が十分ではない」、「個別訪問で一人一人意見を求めるべき」、「7割以上の同意を求めて進めた方が良い」、「反対の多い地区は区域から外すとよい」というご意見です。

3 ページ目、①審議会の運営に関する主なご意見としまして、「木山地区の審議なので木山地区の住民を審議会委員へ加えるべき」というご意見がありましたが、都市計画審議会は、都市計画の案の調査審議等を行うものであり、第三者機関として、公正かつ専門的な知見をもって審議するとともに、利害関係人の権利や相反する住民の利害調整の妥当性の観点から審議することとなっております。また、住民や利害関係人の意見については、提出された意見書を都市計画審議会に提出することとなっております。それらを基に客観的に審議いただくこととなっております。したがって、審議案件に直接関係する住民や利害関係人をその都度審議会委員に加えて審議することは、審議会設置の趣旨にそぐわないため、今回も住民を審議会委員に加える必要はない、と判断しております。

4 ページ目、審議の内容に関する主なご意見としまして、先ほどご紹介しましたとおり、これらのご意見をいただきましたが、これらのご意見に対しまして、住民の方々に事業の内容を十分に理解していただくため、事業予定区域内の全ての地権者410名を対象に個別訪問を実施し、その際、アンケート用紙を配布し、地権者皆様の意向を確認、把握することといたしました。

5 ページ目、1月9日に審議会委員の皆様へ、『事業の今後の進め方について』説明いたしました。これらはその時、委員の皆様からいただきましたご意見です。「個別訪問するにあたって、今回の様な丁寧な説明が必要」、「住民の皆様がしっかりと理解できるような説明をお願いします」、「アンケート回収をしっかりとすること」、「回収率を上げるよう工夫してほしい」、「施行区域や区画を分けて実施することで早くできるというのが分かった」というようなご意見をいただいております。これらのご意見を踏まえまして、ご了解いただいた説明資料を用いて、1月15日から個別訪問とアンケート調査を実施してまいりました。

6 ページ目、個別訪問で使用した説明資料【概要版】です。こちらが

表面で、『土地区画整理事業の特徴』のところに長所と短所を記載しております。右側の『5 土地区画整理事業の進め方』の章では、事業を早める手法をご紹介します。

7 ページ目、資料裏面になります。左側には、住宅再建時期のイメージを示しております。右側には、確定したものではありませんが、各まちづくり協議会での意見を基にした、素案図を示しております。

8・9 ページ目、こちらは、個別訪問で意向の確認・把握を行うために配布しましたアンケートです。

10 ページ目、こちらが1月15日から3月2日までの個別訪問の結果となっております。地権者数410名に対して、約98%の403名を訪問し、約90%の370名の方々からアンケートの回答をいただいております。なお、日程等の調整がつかずに訪問できなかった方、アンケート結果で「土地区画整理事業を理解できなかった」と回答された方に対しましては、継続して、連絡調整や個別訪問を重ね、理解を得られるよう努めてまいります。

11 ページ目、アンケート結果についてご説明します。こちらは、土地区画整理事業の説明は理解できましたかという質問に対して、「理解できた」、「どちらかという理解できた」、「どちらかという理解できなかった」、「理解できなかった」など4つの回答結果を表しています。左側の円グラフは地権者410名の内訳を表しております。「理解できた」が約64%、「どちらかという理解できた」を含め、理解できた方は合計で約87%です。右側の円グラフは、アンケートの回収数370名の内訳を表しております。「理解できた」が約71%、「どちらかという理解できた」を含め、理解できた方は合計で約96%です。

12 ページ目、次にこちらの棒グラフをご覧ください。左側のグラフは、「理解できた」、「どちらかという理解できた」を選択された方の理由となっております。「丁寧・具体的・分かりやすい」、「1対1の対応で理解できた。」等のご意見をいただいております。右側のグラフは、「理解できなかった」、「どちらかという理解できなかった」を選択された方の理由となっております。こちらは、「説明が以前と同じ」、「実現性が不安」などのご意見をいただいております。

13 ページ目、次にこちらの円グラフは、土地区画整理事業を進めることに賛成ですか反対ですかという質問に対しての回答結果を表しています。左側の円グラフが地権者410名の内訳を表しておりまして、「賛成」が約54%、「どちらかという賛成」を含め、賛成された方は合計で約77%です。右側の円グラフは、アンケートの回収数370名の内訳を表しております。「賛成」が約60%、「どちらかという賛成」を含め、賛成された方は合計で約85%です。

14 ページ目、次にこちらの棒グラフをご覧ください。左側のグラフは、「賛成」、「どちらかという賛成」を選択された方の理由となっております。「子供や将来の町のために必要」や「災害に強いまちが必要」というようなご意見をいただいております。右側のグラフは、「反対」、「どちらかという反対」を選択された方の理由となっており、「家を再建・修繕した」や「事業に時間が掛かる」などのご意見をいただいております。

15 ページ目、こちらは、土地区画整理事業について賛成または反対を選択された方から、いただいた自由意見のグラフです。左側が賛成を選択された方の意見です。多くの意見としまして「早く進めてほしい」や「区画整理による住環境の整備に期待している」、「災害に強い基盤づくりは重要」などのご意見をいただいております。右側は反対を選択された方の意見です。「住民と対話し、押し付けにならないようにしてほしい」や「県道4車線化だけで十分」などのご意見をいただいております。

16 ページ目、9回収アンケート及び個別訪問時の意見・要望などについてご説明します。回収されたアンケートや、個別訪問時に伺ったご意見・ご要望のうち、主なものを『道路事業について』、『事業の流れについて』、『減歩率について』、『その他』の4つに分類して整理しております。まず、道路事業については、「県道4車線化と区画整理を分けて考える」、「木山交差点の改良が最優先」などのご意見がありました。次に事業の流れについては、「道路図や仮換地先への移転時期など出来上がり次第教えてほしい」、「具体的な案がないと事業への賛否の判断は難しい」、「各幹線道路の着工時期（概ね）を教えてほしい」などのご意見・ご要望がありました。減歩率については、「減歩率はどのくらいか」とのご質

問がございました。これらのご意見・ご要望を踏まえ、地権者の皆様方に特に関心の高いものについて、3つのグループから、今後の事業の進め方に関わる部分について、これからご説明します。

17ページ目、『道路事業について』の「県道4車線化と区画整理を分けて考える。」というご意見について、ご説明します。お示ししています図は「区画整理から県道4車線化を分離する場合」を想定したイメージです。青枠で囲まれた宅地があり、道路が4車線に拡幅される過程で、「赤斜線Aの部分」が道路事業による直接買収される部分となります。その後、4車線拡幅された以外の土地で土地区画整理事業が実施されますと、買収後の残った「背景緑色の土地B」は、土地区画整理事業により減歩され、結果として、現地での再建が難しくなる地権者が生じてくる可能性があります。

18ページ目、このように県道4車線化を分離した場合、ご意向に沿った現地での再建が難しくなる地権者が生じる可能性があります。区画整理事業として4車線化を整備する方法、区画整理事業から4車線化を分離して整備する方法があります。今回の個別訪問において、沿道の皆様において、現地で再建したいと望まれる方が多いことから、土地区画整理事業の中で道路等を整備することが、地権者の皆様の多様な再建ニーズに対応することが出来ると考えています。なお、都市計画道路事業と土地区画整理事業を重複して実施することは制度上できません。

19ページ目、次に、『アンケート及び個別訪問時の意見・要望など』のうち、「詳細な計画」や「時期」などに関するご意見があったため、「事業の流れ」についてご説明します。①番が今回の都市計画決定の段階です。本事業は、公共団体施行で行いますので、あらかじめ都市計画により施行区域を定める必要があります。建物被害や狭あい道路、公園や広場の有無などから、事業の対象となる区域を決定します。②番が事業認可で、道路や公園など公共施設の配置計画や、施行期間、平均減歩率、概算費用等を記載した事業計画書は、ここで策定します。事業計画案を皆様に縦覧したうえで、認可権者からの事業認可を取得します。③番が換地設計です。事業計画及び個々の宅地等の現況に基づいて、整理後の宅地位置等の設計案を示し、協議しながら合意形成を図ります。④番が



仮換地指定で、審議会・評価員の意見徴収及び縦覧に供した後、将来、換地として定められるべき土地の位置や範囲を仮指定します。⑤番で建物の移転・工事を実施します。工事が終わった所から順次再建に着手していただくことが可能となります。その後も事業は継続し、⑥番：嘱託区名等の整理、⑦番：換地計画の縦覧、⑧番：換地処分、⑨番：土地・建物の登記、⑩番：清算金の徴収・交付という流れで事業を進めてまいります。

20ページ目、仮換地指定が終わるまでの間で地権者の皆様にご意見を伺うことが大きく2つあります。1つ目は『まちづくりに関すること』、2つ目は『換地に関すること』です。1つ目の『まちづくりに関すること』につきましては、道路や公園など公共施設の配置について、事業計画書を作成する過程の中で各地区のまちづくり協議会などを通じて議論していただきます。この結果をもとに事業計画書を作成します。2つ目の『換地に関すること』につきましては、地権者の皆様の整理後の土地を決める換地を計画するに当たり、権利者の皆様からの要望・意見をいただきながら設計していきます。個々の減歩率については、換地設計の結果を踏まえたうえで皆様にご提示します。仮換地指定が終わるまでの間、情報発信や個別のご説明、ご相談を丁寧にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

21ページ目、続きまして、「減歩率はどのくらいか」というご意見がありましたので、減歩率の考え方についてご説明します。こちらの図は、考え方のイメージ図です。横軸が、整理前（従前地）の土地の評価で、左側が高く、右側が低くなっております。縦軸が、整理後仮換地の土地の評価で、下から上に行くにつれて高くなっております。また、青く大きい矢印が減歩率を表しておりまして、右上に行くほど高くなっております。つまり、整理前の土地の評価が低く、整理後の土地の評価が高いほど、減歩率は高くなることがわかります。ここで、代表的な土地の評価項目についてご説明します。右の表をご覧ください。評価項目としまして大きく3つございまして、土地利用・接道状況・土地形状がございまして、土地利用につきましては、評価が高い方から、宅地、農地、山林となっております。接道状況につきましては、角地に有る土地の方が評

価が高く、間口が広かったり、道路幅が広い方が評価が高くなっております。土地形状につきましては、評価が高い方から、長方形、短冊形、三角形、旗竿地となっております。このように、減歩率は、区画整理前後の「土地の利用」、「道路との位置関係（接道状況）」、及び「土地の形状」などの状況により、土地毎に異なってまいります。減歩率を個別にお示しできる時期は、換地設計が完了した後となりますので、ご理解ください。

以上、議案について説明を終わります。

稲田議長　ただ今、事務局から12月20日の当審議会一度審議しました「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定」について説明がありました。内容については、去る1月9日に都市計画審議会委員の皆様のご了解を得た「区画整理事業の内容を理解していただくための取組みの進め方と説明資料」により、個別訪問を実施したこと。その結果として、全410名の地権者のうち約98%にあたる403人の訪問を行い、約90%の370人からアンケートの回答があったこと。そして、アンケートの結果、地権者410人の約87%の方から、事業について理解できた若しくは、おおむね理解できたとの回答があったこと。また、約77%の人が事業を進めることに賛成若しくは、どちらかという賛成との回答であったこと。さらに、賛成、反対を回答された方々、それぞれの意見について説明がありました。今回の個別訪問で、住民の理解が深まり、約77%の方が事業を進めることに賛成で、主な意見としては、「早く進めてほしい」という意見や「区画整理事業に期待している」といった意見があったということで、事務局からは土地区画整理の都市計画を決定したいという提案でありました。それでは、本件について、審議を始めたいと思いますが、審議に先立ち、本日ご欠席の住永委員から3月2日付けで都市計画審議会長あてに文書をいただいておりますので、この場でご紹介させていただきます。紹介は、事務局からお願いします。

事務局　それでは住永委員からの文書を紹介します。「3月5日開催予定の審議会には当日、所要のため欠席させていただきますのでご容赦申し上げます。併せまして、審議会への意見を下記のとおり申し述べさせていただきます。

きますので、よろしくお取扱いをお願いします。審議会への意見①いまだ地域住民には、不安や悩みを抱えておられる方がいます。②これからも意見をしっかり聞いて進めて欲しいと思います。」以上です。

#### 【質疑応答】

稲田議長　それでは、ただ今から、ご審議をいただきたいと思います。事務局からの説明内容について、ご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

荒牧委員　私たち議員も、益城町の復興のためには、この土地区画整理事業が不可欠であるとの思いから、昨年10月18日に執行部と一体となって、蒲島知事に県施行を要望しました。知事も私たちの思いをしっかりと受け止めていただき、県が事業主体になることを決断いただきました。非常にうれしく思っています。今回の個別訪問で、これだけの賛意を得たわけですから、一日も早く事業に着手できるよう、私たち議会も執行部と一丸となって取り組んでまいりますので、早期に都市計画を決定し、本日ご出席の県執行部におかれましても、引き続き、ご支援をいただきますようよろしくお願いします。以上です。

稲田議長　ありがとうございました。貴重なご意見いただきました。復興整備課より回答願います。

杉浦課長　ただ今、荒牧委員から早期に都市計画決定し、県に対しても引き続き支援をお願いしたいとのご意見をいただきました。町としましても、県のご協力がなければ、この事業の成功はないと考えていますので、県と十分に連携し、精一杯一緒に取り組んでまいります。

稲田議長　ありがとうございました。その他ご意見ご質問ありませんか。

坂田委員　執行部の皆様方には住民としっかりと向き合って、410名の住民の皆様とお会いする大変な作業をしていただきました。審議会の中で出ました意見を真摯に受け止めて、実行していただいたこと感謝します。

先ほど説明がありましたが、アンケートの結果からも、被災された多くの住民が、一日でも早い生活再建を望まれていることは強く伝わり、当然のことだと思います。個別訪問の説明資料の中で、住宅の再建が可能となる時期について、住民の方々との調整等が順調に進んだ区域は、

都市計画決定から2年9か月後の平成32年12月頃になるとなっております。このことを踏まえて、一日でも早く住民が再建に着手できるように取組みいただきたい、強くお願いしたいと思います。

稲田議長 坂田委員より意見がありました。事務局から回答願います。

杉浦課長 ただ今、坂田委員から、個別訪問で地権者の皆様にご説明しました住宅再建の時期について、ご意見をいただきました。個別訪問の際の説明資料では、換地設計などの合意形成が順調に進んだ場合として説明しております。更に、移転補償や工事なども順調に進んだ場合のイメージとして、皆様方に一番早いスケジュールとして、説明させていただいています。都市計画決定後、2年9か月程度ということで説明資料に記載しております。それを早ければ半年ほど短縮しながら、建物の再建工事に着手できるとの説明をさせていただきました。

しかし、合意形成などに時間を要した場合は、再建が遅れる可能性もありますが、委員ご指摘のとおり、住民の皆様は、一日でも早い生活再建を望まれていることを説明会等多くの場所で聞いております。とにかく早くやってほしい、これは賛成の方も反対の方も一緒です、やるのであれば早く進めてほしいともいわれております。皆様に丁寧な説明を行いながら、皆様方に一日も早くお返ししたいと思っています。そのためには、仮換地指定までの住民の皆様との合意形成を、いかに早く実現するかが大きな重要なポイントと becoming のものと考えています。そのため、地元のまちづくり協議会等の皆様、商工会の皆様、親会の皆様と連携しながら、合意形成が順調に進むように、精一杯皆様一人一人とお話をしながら取り組んでまいります。

稲田議長 ありがとうございます。他にご意見ご質問ありませんか。

橋場委員 事務局に対する質問が2つあります。一つ目は、本日の説明資料21ページの住民意見についてです。例えば、本日都市計画決定された場合、事業計画を進めていくと思いますが、現在都市計画決定以前に個別訪問を行い住民の皆様の見解をはっきりと聞き合意形成を図られたと思います。今日のアンケート資料の中にありますように賛成反対ともに早く事業計画を知りたいという方が賛成の中にも、13名程度おられます。これは木山地区に住まれている住民の切なる思いと私は思います。したが

って、縦覧によりさっとするのか、あるいはアンケートをぱっと郵送してするのか、大事な事業実施計画の中身なのでしっかり再度説明をするとかアンケートをする等、そのような前提が無ければ私達委員も判断ができません。次のことなので次の機会に決めればよいとは私は思いません。住民の皆様が安心できる体制があれば、私達委員も分かりましたと賛成できます。

もう一つ、先日のまちづくり協議会との意見交換会について、その中でいろいろなご意見あったと思うが、その意見の資料が本日添付されていないので、どのような意見がありどのような対応をするのか伺います。

稲田議長 橋場委員より2つ質問がありました。事務局より回答願います。

杉浦課長 一つ目の質問、住民の早急な生活再建について、今後どのように話し合いをしていくかについては、都市計画決定は、今回審議会に了承していただいた後、熊本県に同意協議を求めます。その後告示を行い都市計画決定となります。その後事業計画の作成になり、まちづくり協議会や商工会等と話し合いをしながら事業計画を進めます。その中で都市施設である道路の位置や公園の位置が決まったならば、都市計画道路である県道等とどのようにつながるか等を決めます。道路が決まれば、道路管理者である熊本県土木部と協議をします。それに伴い排水関係では河川協議、また交通管理者との協議、それら協議状況を踏まえて、その協議状況などを地元住民とお話ししながら、事業計画の作成を進めます。事業認可については換地設計・実施設計等で多くの協議が必要となってきます。一緒になって協議内容を考え、話し合いながら進めていきます。

次に仮換地について、一人一人の土地が決まることになり、皆様の了解が得たならば指定となるので、この仮換地の指定の際に個別の補償や移動の話を一人一人とすることになります。これはすべての地権者等に話を聞いていかなければならないので、一人一人に丁寧にしていかなければなりません。その中である程度合意ができたところを、先ほど説明したように早急に進めていきます。

副町長 先日の対話会の意見について報告します。会の中で2名の方から委員皆様の意見と同様に、「区画整理事業を早急に進めてほしい」、「本日の審議会でもいい結果を聞かせてほしい」との意見がありました。我々はこの

意見を非常に重く受け止めています。一方である会長からは、「まちづくり協議会の意見を伺ったので、まちづくりのなかでは区画整理事業を進めてもらいたい」との意見と、「道路について別に進めることはできないか」との意見もありました、これについては先ほど説明にありましており、私たちは一体的に区画整理事業の中で進めていきたいとお伝えしました。

建物や道路のことについて、「まちづくり協議会に十分な情報を提供して進めてほしい」との意見もありました。また、前回の調査の中でのアンケート結果の数値について疑義をお持ちの意見もありましたが、今回個別のアンケートを改めて行いましたので、この数字を回答とさせていただきます。

橋場委員 杉浦課長よりまちづくり協議会や商工会との話し合いを進めるとの説明がありましたが、事業区域内に病院もあります。医師会等の意見は必要ないと考えているのか伺います。

杉浦課長 そのようなことではありません。皆様と一人一人話していくと考えています。沿道には事業者や医療関係はもちろんのこと、他の団体も含め説明し話し合いを進めます。今回の個別訪問で数件の方と話し合いできていない状況もありますが、今後も根気強くアンケートの回収を含め、しっかりと話し合いを進めていきます。現在、一回目の個別訪問が終了し、二回目の個別訪問を進めています。いろいろな意見をいただいているのでお返しする必要があります。住民の皆様には不安があることは承知しております。県と住民の方と一緒に進めていきたいと思っておりますのでご理解願います。

稲田議長 よろしいでしょうか。では他にご意見ご質問ありませんか。

岩村委員 一言意見申し上げます。昨年12月の審議会において反対したということですが、賛同しかねるということだったわけです。反対した賛同しなかった委員については、あたかも悪いという印象を与えました。あなたたちが反対したからできなかった、県の予算も凍結されたということですが、この区画整理事業そのものには賛否両論あります。ぜひやってほしいという方、そうでない方もおられます。個人の財産を規制するので、私達は事業内容を十分把握したうえで判断すべきと考え、今回は同

意できませんでした。

その中の一例が、410名の地権者の中で、二十数回座談会を行った。出席された方は400名であった。しかし賛同された方は150名だったとの報告をいただきました。400名の中の150名とすると37%にしかならないわけです。県にお願いをして、県知事が益城町の復興なくして熊本の復興なしとまでいわれ、協力推進をしていただける意向です。我々としては、答えていくべきと考えます。減歩率10%、このように条件の良い区画整理はないと私は思いますし、進めていくべきという気持ちは持っています。しかし、計画が漠然としており、どこに何ができるか分からない、公共用地はどこにあり、公園はどこにする、道路はどこにできるのか、等のアウトラインを示して進めていくべきと考えました。そのようなことが十分でなかったため、地権者の一人一人の方々も理解できなかつたと思います。したがって個別訪問して同意を求めるべきではないか、せめて7割程度の賛同者を集めて進めていくことは、県の意向に答える仕事と思いました。そのようなことでお願いしたところであります。

そして、しっかりと説明していただき、賛成者が54.4%、どちらかという賛成が22.4%、合計77%の賛同がありました。これはもう進めても問題ないと思います。そして災害に強いまちづくりをしていただければありがたいと思いますが、賛成できない人たちもおられますので、その方たちの意向も十分に踏まえたうえで今後の事業を進めていただきたいと思います。

また、まちづくり協議会への説明をしっかりとなされていますが、私たち都市計画審議委員にもそれなりの説明をしっかりといただき、事業内容を共有しながら、立派なまちづくりに向けて進んでいくべきではないかと思いますが、執行部のお考えをお伺いします。

稲田議長     ありがとうございました。岩村委員から質問がありましたので事務局より回答願います。

町長            意見ありがとうございます。当然これから皆様と話し合いながら、私の考えとして、第一に町として町民の皆様の安全安心と命を守ることが最善、またその中ではスピード感もいるということで、非常に悩ましい

ところもありますが、今回委員の皆様より提言をいただき、しっかりと町民の皆様や地権者の皆様と、意見の合意形成をすることができたこと感謝しています。遠くは北海道の地権者に、県町の職員が一緒に出向き説明をさせていただいたこと、その熱意にも感謝しています。地権者の皆様にも、お話しをしっかりと聞いていただいたことありがたいと思います。今後も、一人一人個別の事情も違いますので、しっかり意見を伺いながら進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしく願います。

副町長 補足させていただきます。岩村委員よりお話のありました、委員の皆様への説明について、私たちも事前の説明をおろそかな部分もあったかもしれません。そのような面も反省しながら、十分にお話をさせていただき、これからもこのまちづくりに関係する皆様方へご審議をいただく機会がたくさんあります。そのような際に皆様にご説明を行い、ご理解を得なければ事業は先に進みません。このような思いを持っておりますので、今いただきました言葉を胸に止め、進めさせていただきますのでどうぞよろしく願います。

稲田議長 他にご意見ご質問ありませんか。

富田委員 前回の審議会における私の意見は、「住民の意向把握が十分でない」、「個別訪問で一人一人、会議に出られない方にも理解をぜひ求めてほしい」、「賛成についてもう少し詳しい情報がほしい」という意見でした。今回はその意見のとおりしていただき、皆様大変だったと思います。

410名の中でこれだけのアンケート結果と説明ができたということで、私も23名の方から説明のあったすぐ後に、丁寧な説明いただきましたとの連絡がありました。このような対応を早くしてほしかったです。職員が3人も説明に来られて、とても丁寧な説明でしたとの声をいただきました。このようなことをなぜしなかったのか、一人の方は私に対してかもしれないが、審議会の際には賛成反対の方がどれだけいるのか把握できないねと言われました。しかしあれだけの説明がありましたので、本当にうれしかったとの声をいただきました。

前回の審議でそのまま採決していれば、早急に工事が始まっていたとしても、その中で一人一人説明をする必要があったと思います。今回の



個別訪問による説明の期間について、職員の皆様は大変だったと思いますが、工事が始まりあらためて説明する期間は、同じぐらいではなかろうかと思います。

私も住民の方から理解できたとお電話いただき、大変嬉しく思いました。職員の皆様が大変なことは承知していますが、一生住む家のことですので、絶対これだけの説明は必要であったと思います。前回の審議会に際して、このように十分な説明しているのであれば、委員としても納得できたと思います。

先日あったまちづくり協議会の会合に参加しましたが、会長をされている皆様このような説明を聞いて、私たちも賛成し早急に進めていくべきとのご意見でした。一人の方は正確な資料の割合を見せてほしいとの意見でした。この割合についても十分に把握できていますので、この資料を見ていただければわかると思います。

私達委員の意見を受け止めていただき、これだけの調査ができたこと感謝します。ありがとうございました。

稲田議長 冨田委員よりご意見ありました。事務局より回答願います。

町長 意見ありがとうございました。説明会は二十数回していましたが、車がないとか家から出られない等いろいろな事情があり、来られない方もいたことも事実です。その時点では事務局側・執行部側として一生懸命頑張ってきたが、逆に委員皆様の指摘受け、個別訪問させていただいたことで、じっくり膝を付け合せ話し合いをすることができました。また、審議会のやり方、私たちが反省すべき点がかかなりありましたので、審議委員の皆様に対する説明のやり方など、そのようなところを今後考えていきます。ただ、皆様の意見でこれだけの合意形成ができたこと、心から感謝したいと思います。さらに、これからもしっかりと皆様の意見を伺いながら取り組んでいきたいと思いますので、今回の委員の皆様のご提言により結果的にはほんの少し時間的には2か月ほど遅れたと思いますが、実際先々を考えると事業全体のスピードが速くなるのではないかと考えています、皆様の意見のおかげで住民の復興再建が早まると思いますので、本当に感謝します、ありがとうございました。

稲田議長 ありがとうございます。他にご意見ご質問ありませんか。

松本委員 1月15日から個別訪問により多くの方々が土地区画整理事業を理解され、さらに77%の方が事業に賛成の意向を示されたことは、今後事業を進めるうえでも、非常に意義あるものと思います。これだけ、多くの住民、権利者の方が賛意を示されているため、一日も早い町の復興を遂げるためにも、速やかに都市計画を決定し、スピード感をもって取り組むことが重要と考えています。しかし、その一方で、12%の方は、事業に反対との意向を示されており、継続して個別訪問を重ね、理解を得られるよう努めていくということではありましたが、事業に反対されている方や既に再建されている方への配慮など、住民意見にしっかりと寄り添って、事業を進めていただきたいと思います。

稲田議長 ありがとうございます。松本委員よりご意見ありました。事務局から回答願います。

杉浦課長 意見ありがとうございます。松本委員から12%の方、事業に反対の意向を示されている方、既に再建された方等の意見にしっかりと寄り添い、事業を進めるようにとのご意見をいただきました。スピード感を持って取り組むためには、全ての権利者との合意形成が非常に重要です。今後仮換地等の際には、権利者の方々のご意見やご要望に応じた再建が一日でも早く実現できるよう、十分に皆様方と寄り添い、調整をしながら県とともに一緒に進めてまいります。

稲田議長 委員の皆様貴重なご意見ご質問ありがとうございました。他にご意見、ご質問はありませんか。それでは、議論も収束しましたので、ここで、一旦、10分間休憩します。

【11：10～11：20休憩】

稲田議長 時間となりましたので、会議を再開します。

先ほどまでの審議により、委員の皆様方から、事業に反対されている方や既に再建されている方への配慮など、住民意見にしっかりと寄り添うことが必要である旨のご意見がありました。また、参考意見としてご紹介した住永委員のご意見も同様の趣旨であったと思います。土地区画整理事業を進めるにあたっては、まさに必要なことだと思います。そこ

でご提案ですが、委員の皆様のご意見を踏まえ、「地域住民の中には、事業に対し不安等を抱えておられる方もおられるので、事業の実施にあたっては、住民の意見や要望等を十分に受け止めるとともに丁寧かつ適切な対応に努めること。」という意見を付けて、可決するのはいかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

稲田議長 異議ないようですので、議案の熊本都市計画益城中央被災市街地土地区画整理事業の決定につきましては、「地域住民の中には、事業に対し不安等を抱えておられる方もおられるので、事業の実施にあたっては、住民の意見や要望等を十分に受け止めるとともに丁寧かつ適切な対応に努めること。」という内容の意見を付して原案のとおり可決します。

稲田議長 最後に、次第5「その他」とありますので、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 報告事項を1件申し上げます。本年1月上旬に都市計画説明会を行いました復興計画に基づく街路事業等につきましても、審議会の日程を調整させていただいたうえで、改めてご連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。

稲田議長 それでは以上をもちまして、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。本日、議決しました事項については、町長あてに答申します。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは議事の進行を、事務局にお返しします。

事務局 稲田会長におかれましては、議事の進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご熱心な審議ありがとうございました。審議会からの町長への答申を受けまして、都市計画変更の手続きを進めていきたいと思っております。それでは以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。